○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
一　工場立地に関する準則の一部を改正する告示　二七　五
二　緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示　二七　五
○財務省、農林水産省
二　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　五
三　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　五
四　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　五
○財務省、農林水産省、経済産業省
一　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　三　五
○文部科学省
五　重要無形文化財の保持者の認定及び指定が解除された件　七　三
六　史跡に指定する件　九　一五
七　史跡及び名勝に指定する件　九　一八
八　名勝に指定する件　九　一八
九　天然記念物に指定する件　九　一八
一〇　特別史跡及び特別天然記念物に地域を追加して指定する件　九　一九
一一　史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　九　一九
一二　史跡に地域を追加して指定する件　九　二二
一三　名勝に地域を追加して指定する件　九　二五
一四　記念物を登録記念物に登録する件　九　二五
一五　文化的景観を重要文化的景観として選定する件　九　二五
一六　文化財を重要文化財に指定する件　九　七
一七　重要文化財に文化財を追加して指定する件　一〇
一八　伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定する件　一一
一九　登録有形文化財の登録を抹消する件　一一
二〇　専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条の規定により専修学校の専門課程を認定した件　四四
二一　職業実践専門課程の名称に変更があった件　四九
二二　専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第三条の規定により職業実践専門課程としての認定を取り消した件　五五
二三　高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件　五五
二四　高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件　五五
二五　高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件　五六
二六　高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件　五六
二七　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件　五六
二八　高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなかったと認めた件　五六
二九　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件　五六
三〇　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件　六〇
三一　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件　七二
三二　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件　七九
○文部科学省、厚生労働省
一　人を対象とする医学系研究に関する倫理指針の一部を改正する件　七九
二　ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一部を改正する件　八三
○経済産業省、厚生労働省
一　ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の一部を改正する件　八四
○文化庁
一二　著作者の実名登録の件　三
○厚生労働省
二八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件　一三
二九　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　二三
三〇　厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件　六
三一　労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関の事務所の名称及び所在地を変更する件　一〇
三二　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録検査業者検査員研修機関の事務所の所在地を変更する件　一〇
三三　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　一四
三四　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　一四
三五　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件　一四
三六　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件　一四